

平成27年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

---

平成27年12月1日(火曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	櫻井繁行君	10番	加 固 豊 治 君
2番	宮 嶋 謙 君	11番	佐 藤 文 雄 君
3番	設 楽 健 夫 君	12番	中 根 光 男 君
4番	来 栖 丈 治 君	13番	鈴 木 良 道 君
5番	川 村 成 二 君	14番	小座野 定 信 君
6番	岡 崎 勉 君	15番	矢 口 龍 人 君
7番	田 谷 文 子 君	16番	藤 井 裕 一 君
8番	古 橋 智 樹 君		

---

欠席議員

9番 小松崎 誠 君

---

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
教 育 長	大 山 隆 雄 君	会 計 管 理 者	君 山 悟 君
市 長 公 室 長	木 村 義 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	上 下 水 道 部 長	田 崎 清 君
保 健 福 祉 部 長	金 田 克 彦 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 田 忠 君
環 境 経 済 部 長	根 本 一 良 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	槌 田 浩 幸 君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長	櫻 井 清
〃	補 佐	乾 文 彦
〃	係 長	小 池 陽 子
〃	係 長	齋 藤 邦 彦

---

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

- 例の制定について
- 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用について

---

開 会 午前10時00分

#### ○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成27年かすみがうら市議会第4回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（藤井裕一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第88条の規定により、2番 宮嶋 謙君、3番 設楽健夫君、4番 来栖丈治君を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ○議長（藤井裕一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（藤井裕一君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長等が出席した会議等については、お手元に配付しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、閉会中の委員会活動として、産業建設委員会において視察研修会が実施され、その報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

おはようございます。

本委員会は、平成27年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成27年9月24日に常総市の被災現場の現地視察研修を実施しました。また、平成27年11月18日にひたちなか・東海クリーンセンターでの視察研修を実施いたしました。いずれも帰着後に委員会を開催し、研修の結果を踏まえ意見の取りまとめを行いましたので、その調査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

まず、常総市において平成27年台風18号による大雨等に係る被害地域の調査として現地を視察してまいりました。帰着後に開催した委員会における委員からの意見の主なものについてご報告

をさせていただきます。

当市でも防災倉庫等の整備をしているが、一たび災害が起きると現状の備蓄では物資が足りないと感じた。災害が起こってからでは遅いので、先を見越しての災害対策が大切であると感じたとの感想。

災害は忘れたころにやってくるとよく言われます。当市としても防災の部分では縦割りではなく、連携をとって取り組んでもらいたい。市職員、議会も含めて常にそういう緊急の事態に対応できる心づもりを持って、市民のためにすぐ初期対応できるようにしていただきたいとの意見。

当市での災害として一番考えられるのは水害だと思われるので、どれだけの雨量によって、どこがどれだけの水かさになるという想定を調べておくと、今後の対策につながると思うとの意見がありました。

委員会の調査の内容、経過につきましては、委員会会議録を配付しておりますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続いて、平成27年11月18日に実施したひたちなか・東海クリーンセンターの視察について報告いたします。

ひたちなか・東海クリーンセンターは、ひたちなか市と東海村がごみ焼却施設の老朽化等の問題解決を図るため、平成21年4月から建設工期約3年、工事費約133億円強をかけて建設をした施設です。施設の大きな特徴としては、余熱エネルギーを利用して発電を行い、施設内で必要な電力を補った後の余剰を電力会社へ売電しているとのこと。また、焼却炉を熔融し、最終処分場への埋め立て量を以前より大幅に削減し、灰熔融によって得られるスラグやメタルをリサイクル資材として有効活用を図ることにより、環境負荷に配慮した循環型社会形成のシンボルとなることを目指した焼却施設であるとの説明がありました。

帰着後に開催した委員会における委員からの意見の主なものについてご報告させていただきます。

ひたちなか・東海クリーンセンターの運営方式はDBO方式、20年間で年間約5億円の委託料、公設でつくって民間が運営するやり方、非常に効率のいい方法だと感じた。また、当市での契約の仕方もひたちなか・東海クリーンセンターを参考にして、できるだけ有利な契約の仕方を組み立てていければいいのではないかと感じたとの感想。

焼却する際に、生ごみを別にしたほうが費用的にも環境的にもいいのではと思っていたが、ある程度水分がないと、紙や布が一気に燃えて全部燃え切らないとの説明があった。当市としても焼却方式についてももう少し深く調査する必要性を感じたとの意見。

よりよい効率性を環境保護のために実現するに当たり、霞台厚生施設としても事務局のノウハウはあるようだが、そこに当市の新治広域事務組合の現場のノウハウ、さらには茨城町としてのノウハウをしっかりすり合わせができる場があったほうがよいと感じた。今からでもそういう機会をつくるべきだと思うとの意見。

新治広域では、例えばプラスチックごみを分別しているが、他のごみ処理場ではやっていない。そういうノウハウとか、技術というのが新治広域にあるので、そういうことをすり合わせてリサイクルということに対してももっと協議していくべきである。今後、リサイクルのノウハウを霞台厚生施設組合に提言し、プラントの大きさを少しでも小さく、初期投資が少なく済むよう

にできればよいと思うとの意見が出されました。

なお、11月18日の委員会会議録は、でき次第、配付いたしたいと思います。

以上で産業建設委員会視察研修の委員長報告を終わります。

#### ○議長（藤井裕一君）

以上で閉会中の視察研修における委員長報告を終わります。

次に、閉会中における議員派遣の報告を行います。

最初に、10月29日から30日にかすみがうら市議会主催による議会議員全体研修を開催し、議員14名の出席により、福岡県糸島市の地方創生を目指す事業としての6次産業化への取り組みについて、及び福岡県大木町のごみの減量化とリサイクルの推進について、視察研修をしてまいりました。

代表いたしまして、櫻井繁行君から報告をお願いします。

1番 櫻井繁行君。

[1番 櫻井繁行君登壇]

#### ○1番（櫻井繁行君）

皆さん、おはようございます。

平成27年度かすみがうら市議会議員全体研修について報告をさせていただきます。

平成27年度において議員派遣決定を受けた私ほか13名の議員は、去る10月29日、30日の2日間、福岡県糸島市役所並びに福岡県三潴郡大木町にある「大木循環センターくるるん」において行われた、かすみがうら市議会議員全体研修に出席してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

第1日目は、糸島市役所の会議室において、市議会副議長から糸島市の概要説明の後、産業振興部農業振興課長及び係長から、「地域性を生かした6次産業化への取り組みについて」と題して取り組み内容の説明と質疑応答が行われました。

初めに、糸島市の6次産業化の説明内容について報告いたします。

6次産業化への取り組みとして、農林水産業者の所得向上と地域産業の活性化を目指し、新商品の開発と生産者の経営感覚の増進を2本柱とし、推進しているとの説明がございました。

1つ目の柱の新商品の開発では、糸島市内で生産されている製品の付加価値を図り、生産者の所得向上と農山漁村の活性化を図ることを目的に挙げております。平成23年度に、地域資源を生かした産業創出のまちづくりを達成するための事業として取り組みが開始されたとのことであります。

年度ごとの取り組みを紹介いたします。平成23年度は、糸島発祥のかんきつ「はるか」を使ったお菓子を4種類開発し、農産物直売所「福ふくの里」を中心に販売をしました。平成24年度は、さらに食の宝庫である糸島をPRするために、農産物からアマナツ、畜産物から豚肉、水産物からサワラを使って商品化いたしました。販路として、東京都の小田急百貨店の他ネット通販「糸島よかもん市場」へ出店し、拡大を図り、平成25年度は、福祉分野との連携による地域活性化を行い、「甘夏ようかん」、「サザエ飯の素」を開発。福祉施設の委託は原材料の洗浄作業でありましたが、丁寧な作業で、加工業者にも評判がよかったとのことでございました。

今後の課題として、幾ら商品を開発しても売れなければ生産者の所得向上にはつながらない。

このことから、今後は販路開拓へシフトをし、そのために第1次加工所の整備を進め、生産量の安定供給を図り、今年度からは売れ筋商品をセレクトし、糸島市内、福岡県内に特化し、販路拡大を推進してまいりたいとの説明でありました。

続いて、2番目の柱の生産者の経営感覚の増進について説明を受けました。目的は、糸島市内においてすぐれた農水産物をつくり出している農水産業者、加工業者のブランド化などの意識向上、国内外への販路拡大を担う実務者の育成であるとのことでした。

事業の主な内容は、基礎研修と実地研修の組み合わせであり、基礎研修として、農林水産業を取り巻く環境と貿易の流れ及びITを活用した直販のビジネスモデル等の知識を習得する講座を開いておりました。実地研修では、国内外の食品売り場等での販売活動や商品バイヤーとの意見交換を行い、消費者、販売者の視点を体験する研修を実施しております。実施期間は、基礎研修が5日間、実地研修は国内2カ所、海外1カ所です。こういった研修を通して、知識を得るだけでなく、販路拡大に向けての人脈の形成も見据えた研修が行われているとのことでした。

昔から博多の台所と言われた土地柄を生かし、購買力のある農水産物に絞ってブランド化を図ると同時に、販路開拓に向けて将来の人材育成にも力を入れており、6次産業化の成功例として参考にできることが多くありました。

以上が、1日目の糸島市の研修内容でございます。

2日目は、福岡県三潴郡大木町にある「大木循環センターくるるん」を視察してまいりました。副議長から大木町の概要説明の後、環境課長からごみの減量化とリサイクルの推進についてと題して取り組み内容の説明と質疑応答が行われました。

大木町のごみ減量化とリサイクルへの取り組みの主な説明内容について、ご報告をさせていただきます。

大木町は、2008年3月11日に「大木町もったいない宣言」を議会で議決し、無駄の多い暮らし方を見直し、これ以上子ども達にツケを残さない町をつくることを宣言している町です。また、ごみを貴重な資源と位置づけ、再資源化を進めることで、平成28年度までにごみの焼却・埋め立て処分をしない町を目指しています。この宣言を形にした施設が「大木循環センターくるるん」であり、大木町のシンボリック的存在でございます。大木循環センターは、町内から出るごみ、し尿、浄化槽汚泥を全て集めて処理をし、バイオマス資源として活用する施設です。

ごみを資源化するためには町民の協力が必要不可欠であり、ごみの分類数は26種類、これをきちんと分別しなければ、資源として活用することはできないとの説明がありました。地区ごとに環境クラブという分別の拠点になる組織があり、回収日になると指導員がきちんと分別指導を行っているそうです。

生ごみの回収方法は、バケツコンテナ方式を採用しております。各家庭に配付した分類保管用バケツに生ごみをためておき、水を切ります。同時に、異物を取り除き、ごみ回収日になるとごみ回収だるに、生ごみを入れます。これをくるるんに集めてきて、処理をして液肥を生産しているそうです。

燃えるごみから生ごみを分別することで燃えるごみの量が減ることは予想していましたが、意外な効果として、町民の皆様の協働の意識が生まれたとのお話を挙げておりました。町民一人ひとりが自分たちできちんと生ごみの分別をしないと事業自体が成り立たないとの自覚と、この事

業は自分たちが支えているんだとの参加意識を持つことにより、現在、非常にうまくいっているということでございました。

くるるんの生ごみ、し尿、また浄化槽汚泥の資源化方法は、メタン発酵です。特徴は、完全嫌気発酵のため、においが漏れないこと、メタンガスがエネルギーとして利用できるとの説明を受けました。くるるんで処理してできた肥料は、米と麦に主に使用しており、10アール当たり約5トンほどまいております。特に、米にはよく合った肥料であるそうです。

ごみは資源であるとの認識を徹底し、町民一丸となつてごみの資源化に取り組まれている、その結果により協働のまちづくりが形成されているとの説明がございました。ごみの減量化だけでなく、その点でも非常に参考になるということが私もございました。

以上、概要であります。平成27年度かすみがうら市議会議員全体研修会の報告とさせていただきます。

平成27年12月1日、派遣議員代表 櫻井繁行。

### ○議長（藤井裕一君）

次に、11月5日から6日に、茨城県市議会議長会主催による平成27年度第1回議員研修会が日立市を会場に開催され、川村成二君、来栖丈治君、設楽健夫君が参加されましたので、代表して設楽健夫君から報告をお願いします。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

### ○3番（設楽健夫君）

それでは、代表しまして議員研修の報告をさせていただきます。

茨城県市議会議長会平成27年度第1回議員研修会結果報告。

去る11月5日、6日に日立市のホテルテラスザスクエア及び日立市内にある日鉱記念館において、茨城県市議会議長会主催による平成27年度第1回議員研修会に参加してまいりましたので、その研修の概要についてご報告申し上げます。

1日目、早稲田大学名誉教授で元三重県知事である北川正恭先生を招いて、地方創生時代の議会、議員の役割という演題で講演がありました。2日目は、日立市内の日鉱記念館の施設視察が行われました。

講演内容としましては、国でも地方の自治体でもそうだが、執行部が提案した内容を追認しているだけでは議会の必要性が生まれてこない。議会として強くなければ、民意としての議会の必要性が生じてくることから、地方政府としての役割を果たすべき力を持つことであり、その力とは3つ、自治行政権、自治財政権、自治立法権の機能であります。地方創生には、官主導ではなく住民自治の推進が必要であり、議会は民意の反映を主たる目的としており、必要とされる議会はこれまでの追認議会ではなく、地方自治としての力を持った議会へ改革しなければ、議会は不要となってしまう。ただ、これまで議会改革としてマニフェスト化している議員定数削減、議員歳費の削減、政務活動費の削減を改革の主たる目的としているようだが、議会がさまざまな活動をする上では議員の歳費が必要であり、民意を反映するためには議員数の確保も必要である。民意を反映するための議会活動を活発化して、議会の必要性を感じられるものにすべきであり、そこには地方創生が生まれてくるのではないだろうか。そのような講演がありました。

2日目は、日鉱記念館の施設視察で職員による施設概要の説明を受けながら視察を行ってまいりました。

この記念館は、日本鉱業として銅の採掘を基礎に日本産業株式会社をつくり上げ、グループの子会社としては日本のトップクラスの各種企業を生み出していったと、こういった内容であります。新日鉱グループの創業者、久原房之助翁、あるいは日産コンツェルンへ発展させた鮎川義介翁、日立製作所創業者、小平浪平翁、特に日産コンツェルンへ発展させた鮎川義介翁は後に日本中小企業政治連盟総裁、あるいは議員として活躍され、そのような実績が展示館の中で説明をされました。

このようなことは茨城県内においても余りよく知られていないと思われたことは残念であります。

以上、概略ではありますが、茨城県市議会議長会平成27年度第1回議員研修会の報告といたします。

報告代表 設楽健夫。

ありがとうございました。

#### ○議長（藤井裕一君）

以上で閉会中における議員派遣の報告を終わります。

次に、請願についてであります。平成27年11月20日受け付けで請願第8号 請願書と、平成27年11月24日受け付けで請願第9号 公共施設の使用料の有料化、引き上げに関する請願書を受理しましたので、報告いたします。

また、陳情書1件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきたいと存じます。

次に、平成27年第3回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、総務委員会、産業建設委員会及び決算審査特別委員会並びに第3回定例会議案審査特別委員会から会議録が提出され、その写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、監査委員より、平成27年8月から平成27年10月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、市長から、平成28年かすみがうら市議会定例会の召集予定期日についての通知があり、その写しを配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 議案第77号ないし議案第87号

#### ○議長（藤井裕一君）

日程第3、議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用についてまでの11件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。



市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

ただいま上程をされました条例7件、予算3件、その他議案1件につきまして、順次、議案概要書をもとにご説明を申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第77号 かすみがうら市監査委員条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第235条の2、第1項の規定による現金出納の検査、いわゆる例月出納検査において、予備調査を詳細に実施をし、現金管理状況等を的確に把握するため、現金出納検査の実施日について「15日」を「25日」に改めるものであり、施行は平成28年4月1日とするものです。

2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、市において個人番号を利用できる事務を定め、それぞれ機関内及び機関間で連携ができることとするものであり、施行は平成28年1月1日とするものであります。

11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第79号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の一部改正が行われたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、職員の給与に関する条例、職員の旅費に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について引用する条文を整理するものであり、施行は平成28年4月1日とするものです。

15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、納税に関する猶予制度の見直しを行うものであり、施行は平成28年4月1日とするものであります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第81号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、番号制度の運用の見直しにより、かすみがうら市税条例等の一部改正を行うものであり、施行は平成28年1月1日とするものであります。

17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用し、全国のコンビニエンスストアの交付可能な店舗において、印鑑登録証明書等を交付するサービス等を実施するものであり、施行は平成28年3月1日とするものであります。

20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第83号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、これまでの基本水量及び基本料金並びに超過料金の見直しを行い、使用水量に応じた料金とするものであり、利用者の公平性を期するとともに、市民サービスの向上を図るものであります。施行は平成28年1月1日とするものであります。

次に、各会計の補正予算をご提案申し上げますが、それぞれ人件費の補正につきましては、職員人件費の不足によるものでございます。

それでは、24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第84号 平成27年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1245万9000円を追加し、総額を182億4455万7000円とするものです。

主な内容についてご説明を申し上げます。

2款総務費では、647万4000円の減額となります。

内容といたしましては、ふるさと応援寄附件数の増加に伴う謝礼品の経費に対する予算を計上したほか、交通安全対策費として、地区におけます防犯灯設置にかかわる補助金、さらには公職選挙法の一部改正に伴うシステムの改修費の予算を計上したものです。

また、第3回定例会において補正予算を計上させていただいた地方創生総合戦略の重点プロジェクトでもあります子どもミライプロジェクトとマドンナプロジェクトにつきましては、国の採択を受けられなかったため、減額をしたものです。

3款民生費では、1526万9000円の減額となります。

内容といたしましては、子ども・子育て支援事業の推進に伴う財源の振替、養護老人ホームへの入所措置費、障害者自立支援事業並びに医療福祉事業につきましては、事業費の確定に伴う返還金でございます。

児童福祉事業につきましては、臨時保育士の賃金を計上したほか、子ども・子育て新制度への移行に伴う予算の財源振替や、放課後児童クラブへの民営補助金の予算を計上したものです。

4款衛生費では、174万6000円の増額でございます。

内容といたしましては、各種検診事業の事業費確定に伴う返還金のほか、保健センターの空調施設の修繕料の予算を計上したものです。

6款農林水産業費では、1858万3000円の増額でございます。

内容といたしましては、水田利活用推進事業補助金としては、飼料米作付に対しての実績による補助金、また農業生産基盤事業の事業補助金としての予算を計上したものです。

8款土木費では、1229万円の増額でございます。

内容といたしましては、高倉伝馬地区への大雨時の避難路の確保並びに戸崎地内の霞ヶ浦環境科学センターや3月移転開院予定の協同病院に通ずる市道の改良工事とあわせ、国の交付金事業の額が確定したことによる予算を計上したものです。

9款消防費では、消防水利を整備することに伴い、財源振替を行ったものです。

10款教育費では、122万7000円の増額でございます。

内容といたしましては、中学生の部活動遠征にかかわる車借り上げ料のほか、新治、七会、上佐谷3小学校の空調工事設計委託費、学校給食業務委託、新治、上佐谷小学校の校舎耐震補強工事完了に伴う額の確定。また、埋蔵文化財事業では、民間の開発行為に伴う試掘調査経費の予算を計上したものです。

次に、繰越明許費の内容につきましては、土木費の事業の中で、2路線、高倉伝馬地区並びに戸崎地区の市道について、年度内の事業完了が困難なことから、いずれも翌年度に繰り越して執行するものでございます。

地方債の補正につきましては、消防水利整備事業から臨時財政対策債までの3事業の事業費確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第85号 平成27年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億8402万9000円を追加し、総額を59億6502万3000円とするものです。

内容につきましては、制度改正に伴うシステム改修の委託費のほか、基金積立金につきましては、国保会計の運用を図る目的から積み立てをするものです。また、国庫負担金の返還につきましては、平成26年度事業費確定に伴う返還金でございます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

議案第86号 平成27年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3015万8000円を追加し、総額を32億5705万4000円とするものです。

内容といたしましては、平成26年度事業費確定に伴う返還金でございます。

29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第87号 土浦市及びかすみがうら市住民の公共下水道の相互利用につきましては、本市、土浦市の行政界において、効率性の観点からそれぞれ市域を超えて下水道を利用できるようにするため必要となる事項について、地方自治法第244条の3の規定により協議を行うものであり、内容につきましては、下稲吉、稲吉南2丁目地区においては土浦市の下水道を、土浦市の東中貫町、神立中央2丁目、3丁目、5丁目、神立東1丁目においては本市の下水道を利用できるよう、流入の取り扱いなど必要な事項について協定を締結するものであります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたが、ご審議をいただき可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

以上で、議案第77号ないし議案第87号の提案説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の12月7日にいたしたいと思いますますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月2日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前10時41分